

毎週火、金曜日発行（但休日に当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物（新聞紙類）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号（鳥取県標準複合肥料の設定について）の一部改正
肥料の登録の有効期間の更新
健康保険法による保険医療機関の指定
保安林の解除予定
- ◇教委告示 昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号（鳥取県立高等学校の校名、位置課程、学科等について）の一部改正
昭和三十九年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒募集要項
- ◇人委規則 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
- ◇正誤 昭和三十九年一月十四日付け鳥取県告示第七号中訂正

告示

鳥取県告示第二十七号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百一号（鳥取県標準複合肥料の設定について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年一月十六日から適用する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一)の(1)鳥取県標準複合肥料水稻第五号及び(5)鳥取県標準複合肥料水稻第七号の表中

備	考
原料の種類	代用又は併用のできるもの
硫酸アンモニア	塩化アンモニア

を

に改める。

〔二〕の「中」あまた油かす粉末」の下に「その他の草本性植物油かす粉末」を加える。

鳥取県告示第二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成交量（パーセント）			生産業者の住所及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第三二六号	中北条ぶどう複合一号	七・六	三・七	一四・〇	東伯郡北条町江北七八三 中北条農業協同組合 組合長理事 齊 尾 嘉 久
第三二七号	花見水稲一号複合肥料	七・一	九・〇	九・一	東伯郡東郷町長和田五〇八ノ二 花見農業協同組合 組合長理事 山 崎 武 三 郎

鳥取県告示第二十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
平林歯科医院	米子市桃町二丁目	歯科	平林 克之	昭三八、一、二五	歯科点数表
鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中宇東芝見手三四三	内、外、小児、整外、皮膚、眼	鳥取県知事 石破 二郎	一一、二〇	甲表
遠藤 医院	日野郡江府町江尾一、九八六	内科、外科、皮膚科	遠藤 正人	二四	乙表
森 歯科医院	岩美郡福部村福部	歯科	森 亮輔		歯科点数表
福部診療所	母子センター内	歯科			

鳥取県告示第三十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 (一) 解除に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五、五四二―一
- (二) 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字江北字鍛冶小屋二、九一七
- (三) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (四) 解除の理由

指定理由の消滅
（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び青容町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

昭和三十八年一月鳥取県教育委員会告示第七号（鳥取

県立高等学校の校名、位置、課程、学科等について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年四月一日から施行する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

別表中

境水産高等学校		全日制課程		水産学科		漁業科	境港市山中二、〇六四番地
専攻科	水産学科	漁業科	水産製造科	無線通信科	製造科	無線通信科	境港市山中二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地
漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	漁業科	境港市上道町二、〇六四番地

に改める。

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十九年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒を次の要項により募集する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

昭和三十九年度鳥取県立境水産高等学校

専攻科生徒募集要項

一 募集生徒数

水産学科

漁業科 約十名

機関科 約十名

二 出願資格

1 昭和三十九年三月水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の漁業科又は機関科の課程を修めて卒業した者

三 出願期間

1 昭和三十九年一月二十五日（土）から一月三十一

日（金）までとする。

2 郵送の出願書類は、一月三十一日（金）までの消印のあるものは有効とする。

四 出願手続

1 入学志願者は、前項に定める出願期間内に、次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校に提出しなければならぬ。

イ 入学志願書に入学選抜手数料として三百五十円の鳥取県収入証紙（消印をしてはならない。）をはりつけたもの

ロ 出身高等学校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 鳥取県立境水産高等学校長は、前項の願書を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

3 入学志願書は、鳥取県立境水産高等学校から交付を受けるものとする。

五 入学選抜の方法

- 1 入学選抜は、入学志願者の提出した書類の審査と入学選抜学力検査の結果を総合して行なう。
- 2 入学選抜学力検査は、次のとおり行なう。
 - イ 期日 昭和三十九年二月十日(月) 午前九時から午後五時まで
 - ロ 場所 鳥取県立境水産高等学校

ハ 学力検査の教科

漁業科 航海 運用 海事法規 英語 数学
 機関科 機関術(一)(二) 海事法規 英語 数学

六 合格者の発表

昭和三十九年二月十二日(水)とし、鳥取県立境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

七 出願等に関する質疑

募集及び出願に関する質疑事項は、鳥取県立境水産高等学校に問い合わせること。

八 参考事項

1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項

を精深な程度において履修させる。

- 2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は前期(四月(八月)後期(九月(三月)の二期とする。
- 3 専攻科生徒の学習評価、単位認定、修了等の措置については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

4 授業料

専攻科の授業料は、年額一万三千元とし、次の区分により納付しなければならない。

区分	納付額	納付期限
第一期分	七千円	四月三十日
第二期分	六千円	九月 十日

ただし、納付期限以後に入学期又は復学した者については、その事実が生じた日の属する月の末日とする。

九 注意事項

入学志願書及び入学選抜手数料は、返さない。

人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年一月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三節第十九条の次に次の一条を加える。

(旅行手当)

第十九条の二 条例第三十条の三に規定する旅行手当(以下「旅行手当」という。)は、最後に本邦の港を出港した日から最初に本邦の港に入港した日までの期間について、次表の目的地(目的海域を含む。以下同

じ。)の区分に従い、別表第四の定額によりこれを支給する。

区分	航海	区域	海域
第一区	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域
第二区	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域
第三区	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域
第四区	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域	東経一七五度、北緯二七度、東経一七五度、北緯二七度の各点を順次直線に結んでできる折線に囲まれた区域

2 旅行手当は、同一航海において目的地が二以上ある場合においては、額の高い方の定額により支給し、天災その他やむを得ない事情により、区分を異にする目的地に航海することとなったときは、その区分を異にした期間中に限り、額の高い方の定額により支給する。

3 職員が外国において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、旅行又は宿泊したときは、その期間について、条例に定める旅費（支度料は除く。）を支給する。ただし、この場合においては、旅行手当は、支給しないものとする。

4 職員が乗船中に退職、免職、失職、停職又は休職となつたときは、当該発令後最初の本邦の港に到着する日までの期間について、旅行手当を支給する。

5 旅行手当は、一航海ごとに支給する。

第二十条第四号中「日当」の下に「又は旅行手当」を加え、同条第七号に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

第二十一条第一号中「宿泊料」の下に「及び旅行手当」を加える。

第二十三条第一項中

「条例第三条第一項及び第四項（普通の出張旅費の請求）」を

「条例第三条第一項及び第四項並びに第三十条の三（普通の出張旅費及び旅行手当の請求）」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（旅行手当）

区	分	支給額（日当）			
		第一区	第二区	第三区	第四区
三等級以上の職務にある者	第一区	三、五〇〇円	三、九〇〇円	三、三〇〇円	二、七〇〇円
	第二区	三、〇〇〇円	二、四〇〇円	一、八〇〇円	一、二〇〇円
	第三区	二、〇〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	四〇〇円
	第四区	一、〇〇〇円	六〇〇円	三〇〇円	一五〇円

（注）等級は、行政職給料表による等級をいうものである。

別表第七（第一号様式）中

「普通出張費」を

「普通出張費、旅行手当」に改め、同表の備考に

（3）として次のように加える。

（3）旅行手当を請求する場合は、日当の額を使用すること。

別表第八第一中

「十一 別表第五に規定する県内における宿泊料」を「十一 別表第五に規定する県内における宿泊料」に改め、同表の備考に

「宿泊を必要とする事情を証明する書類」を

十一 第十九条の二第三項に規定する旅費

十二 別表第五に規定する県内における宿泊料

公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類

宿泊を必要とする事情を証明する書類

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお、従前の例による。

正誤

昭和三十九年一月十四日付け鳥取県告示第七号中次の箇所誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行

誤

正

二上七

三六四ノ二

三六四ノ一